

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 課 税 部 長

**東日本大震災により相続財産等が被害を受けた場合の災害減免法
第 4 条又は第 6 条に規定する「被害を受けた部分の価額」の合理的な計算方法について（指示）**

標題のことについては、東日本大震災によって相続若しくは遺贈又は贈与により取得した建物、家庭用財産又は車両等に被害があった場合には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）（以下「災害減免法」という。）第 4 条又は第 6 条に規定する「被害を受けた部分の価額」は、相続財産等の価額に下記の区分に応じて求めた「被害割合」を乗じることにより計算されたい。

なお、これによる「被害を受けた部分の価額」が実情にそぐわないと認められる場合には、個々の財産の被害状況等に応じて適切な方法により計算することに留意されたい。

（趣旨）

災害減免法第 4 条又は第 6 条に規定する「被害を受けた部分の価額」について、今般の東日本大震災の被害が甚大かつ広範囲にわたっていることに鑑み、納税者の便宜を図るため、合理的な計算方法を示すものである。

記

1 被害額及び被害があったときの時価が明らかな場合の被害割合

被害額等が明らかな場合の被害割合は、被害額（保険金、共済金又は損害賠償金等（以下「保険金等」という。）による補てん額を控除した金額）を被害があったときの時価（その財産が被害を受ける直前の価額）で除した割合とする。

$$\text{被害割合} = \frac{\text{被害額（保険金等による補てん額を控除した金額）}}{\text{被害があったときの時価（被害を受ける直前の価額）}}$$

2 上記1以外の場合の被害割合

(1) 保険金等による補てんがない場合の被害割合の計算

被害を受けた財産について保険金等による補てんがない場合の被害割合については、別表1「被害割合表」により求めた被害割合とする。

(2) 保険金等による補てんがある場合の被害割合の計算

被害を受けた財産について保険金等による補てんがある場合の被害割合については、被害を受けた財産の被害があった時の時価（その財産が被害を受ける直前の価額）として次のイ、ロ、ハ又はニにより求めた価額に別表1により求めた被害割合を乗じ、この金額から保険金等による補てん額を控除した金額をその時価で除した割合とする。

$$\text{被害割合} = \frac{\text{被害があったときの時価としてイ、ロ、ハ又はニにより求めた価額} \times \text{別表1の被害割合} - \text{保険金等による補てん額}}{\text{被害があったときの時価としてイ、ロ、ハ又はニにより求めた価額}}$$

イ 建物

建物の価額については、①取得価額が明らかな場合には、建物の取得価額から「償却費相当額」を差し引くことにより求め、②取得価額が明らかでない場合には、別表2「地域別・構造別の工事費用表」により求めた金額から「償却費相当額」を差し引くことにより求める。

なお、「償却費相当額」については、業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、非業務用資産の場合は、所得税法施行令第85条（非事業用資産の減価の額の計算）の規定に準じて計算した金額とする（以下同じ）。

(注) 別表2について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えない。

ロ 家庭用財産

家庭用財産の価額については、①取得価額が明らかな場合には、家庭用財産の取得価額から「償却費相当額」を差し引くことにより求め、②取得価額が明らかでない場合には、別表3「家族構成別家庭用財産評価額」により求めた金額とする。

ハ 車両

車両の価額については、取得価額から「償却費相当額」を差し引くことにより求める。

ニ その他

農機具及び船舶等の事業用（農業）財産の価額については、上記ハに準じて求める。

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			建物	家庭用財産	
損 壊	全壊・流出・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸 水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段の「かっこ書」の割合を使用する。 ・ なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用する。 ・ 床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用する。 ・ 二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいう。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用する。

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
北海道	148	188	146	177	滋賀	156	154	171	196
青森	139	134	263	166	京都	168	228	173	199
岩手	143	222	183	175	大阪	160	172	188	188
宮城	146	146	167	177	兵庫	159	198	191	192
秋田	137	135	190	166	奈良	163	146	181	198
山形	146	23	134	154	和歌山	152	111	217	194
福島	149	143	199	172	鳥取	152	-	114	175
茨城	154	204	179	186	島根	157	-	183	169
栃木	155	145	170	177	岡山	162	-	181	185
群馬	157	136	193	181	広島	157	217	180	188
埼玉	159	229	217	195	山口	158	-	179	186
千葉	161	198	211	196	徳島	139	191	176	165
東京	178	256	247	235	香川	151	280	170	168
神奈川	170	257	221	224	愛媛	146	140	157	176
新潟	155	49	161	178	高知	154	61	152	181
富山	154	215	166	158	福岡	149	150	160	183
石川	156	190	189	170	佐賀	147	-	159	180
福井	151	103	173	173	長崎	141	189	168	180
山梨	166	286	263	179	熊本	142	132	147	175
長野	166	161	207	177	大分	147	156	152	180
岐阜	156	43	182	184	宮崎	129	126	143	168
静岡	165	203	186	198	鹿児島	138	143	143	162
愛知	165	154	181	198	沖縄	154	161	167	196
三重	165	-	169	197	全国平均	158	214	198	195

参考：「建築統計年報 平成22年度版」（国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室）を基に、国税庁において計算しました。

別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円加算、子供1名につき80万円加算